発行／2025年10月15日　発行者／日本弁護士政治連盟
〒100-0013東京都千代田区霞が関1－1－3
弁護士会館15階　TEL 03-3580-9975

弁政連ニュースNEWS
政治を動かす・未来を動かす
www.benseiren.jp
No.81 OCT 2025
2025年10月

今こそ、国会において死刑制度に関する根本的な議論を！

司会　伊井 和彦　日本弁護士政治連盟 広報委員長

金髙 雅仁 氏
元警察庁長官

岡野 貞彦 氏
元経済同友会事務局長

神津 里季生 氏
元日本労働組合総連合会(連合)会長

笹倉 香奈 氏
甲南大学法学部教授

【伊井】　昨年2024年11月13日に、各界の有識者で構成された「日本の死刑制度について考える懇話会」（以下、「懇話会」と呼びます）の報告書が公表され、その委員全員の一致した意見として、『早急に、国会及び内閣の下に死刑制度に関する根本的な検討を任務とする公的な会議体を設置すること』が提言されました。そして、『その会議体においては、現行の死刑制度に関するあらゆる情報を集約しつつ、幅広い視野から制度の問題点の調査を行い、この制度の存廃や改革・改善に関する個別的な検討に基づき、法改正に直結する具体的な結論を提案すべきである。』とされています。

しかしながら、それから１年近くになりますが、そのような死刑制度の検討に関する公的会議体は未だに設置されず、それどころか本年2025年６月27日には、法務省により２年11か月ぶりに死刑の執行がされてしまいました。

このような状況の中で、本日は、「懇話会」に委員として参加された４人の方々に、改めて、「どうして全員一致の意見としてあのような提言がなされたのか」について、いろいろな角度からお話を伺います。

「懇話会」に参加した動機や理由

【伊井】　まず、死刑制度については元々「必要である」「やむを得ない」「廃止すべき」等いろいろな意見があると思いますが、皆さんはそれぞれ、元々は死刑制度について、どのように考えておられて、どのような思いで今回の「懇話会」に参加されたのでしょうか。

【岡野】　私は現在、経済同友会を離れて別の法人に所属していますが、今日お話しすることはあくまでも私個人のもので、かつてまたは現在所属する法人とは一切かかわりがないことをご承知ください。

懇話会に参加した際は、正直に申し上げて、それまで死刑制度について深く考えたこともなく、知見も持ち合わせておりませんでした。それで、この課題について熟慮するよい機会として本懇話会に参加させて頂きました。

死刑制度を考えるにあたっての個人的な関心は、人権に関する社会の共通認識と死刑制度の関係です。経済団体の役職員の１人として1990 年代から2000 年代に多くの国際会議の場に立ち会いました。そこで感じたことは、人権に関する共通認識の国や地域ごとの違いが各国の法制度や社会規範といった制度の成り立ちに大きくかかわっているのではないかという視点です。

人権という観点から死刑問題を眺めると、刑を受ける者の人権と遺族を含む被害者の人権という２つの観点が提起されます。これが国民の８割が死刑やむなしとする世論の背景にあると思います。私自身も、死刑制度があることに疑問を感じたことはありませんでした。

私としては、各国の死刑制度の存廃と人権に関する認識の関係は、どのように見ることができるのか。また、日本の人権に対する社会認識から見て、死刑制度の存廃議論をどのように整理することができるのかといった観点から、考えていきたいと思い参加致しました。

【神津】　私も、あくまで個人的見解としてお話しします。

例年、内閣府の世論調査では、「死刑もやむを得ない」と答える者の割合が約８割となっています。正直なところ私自身も、本懇話会に臨む以前の段階では、この約８割の人々と同様の意識にありました。

既に多くの方々から指摘されていることですが、この世論調査の設問内容の非対称性と誘導尋問的性格は、極めて問題であると思います。ただ一方では、この世論調査の結果は、人々の「できることなら死刑制度は

無い方が良い」という潜在的な意識も背景としたものであることも見逃されてはならないと思います。本来、「やむを得ない」とはそのような意味で使われる言葉であり、「人が人を殺すという所業は根絶されるか限りなく減じられることが望ましい」という究極の常識がこの８割の人々には保有されているものと考えます。

この懇話会を通じて、私自身がそのような意味での覚醒を経てきたように感じています。

【金高】　私は、警察の現場で凄惨な事件も扱ってきましたし、被害者やご遺族の悲しみや苦しみにも触れてきました。そういう事件を１件でも減らすために死刑制度は必要だと考えています。

この懇話会は、死刑制度の存廃を含め、様々な立場から議論をして、多くの国民が受け入れられる結論を目指したいというご意向だったので、私のような意見の者とも議論をした上で、結論を出して欲しいと考えて参加しました。警察庁には事前に伝えませんでしたし、意見は、警察を代表するものではなく、あくまで私個人のものです。

【笹倉】　もともと死刑は廃止すべきであるという考え方を持っています。私は、刑事訴訟法、特に誤判・冤罪の問題について研究しています。ちょうど誤判・冤罪の問題に力を入れて研究し始めた2010年代初頭ころから日弁連の死刑に関する海外調査に同行させていただくようになり、死刑についても手続的な観点から研究を始めました。

私が研究の主な対象とするアメリカでは、死刑事件について、いわゆる「スーパー・デュー・プロセス（超適正手続）」が保障されているということは、死刑事件の手続を考える上で重要であると考えるようになり、そのような観点から検討を続けてきました。

死刑というのは不可逆的な刑罰であるという意味で、ほかとは異なる特殊な刑罰です。そのような特殊性ゆえ、死刑判決の言渡しに、絶対に間違いがあってはいけません。これは、事実認定に関する誤りも、量刑に関する誤りも同様です。そのために、死刑事件については特別な手続が保障されなければならないというのが、アメリカの考え方です。

これに対して、日本で死刑が言い渡される可能性がある事件には、その他の事件と区別された特別な手続保障がないという意味で、誤りが生じる危険性が高いと思います。

他方で、どれだけ特別な手続保障を尽くしても、やはり誤った死刑判決を言い渡してしまう可能性があります。国家が誤って死刑を執行してしまうということは、絶対にあってはならないことです。そのような可能性が100%ないと言い切れないならば、死刑という刑罰そのものを廃止するしかないと考えるようになり、このような考え方に立って研究を続けてきました。

死刑の存置・廃止の議論は、しばしば理念的な対立になります。しかし、刑事手続の現実を見たときにも、日本においてこのまま死刑制度を存置すべきなのか、そのような考え方をもって、懇話会に参加いたしました。

抑止力・社会防衛手段としての死刑制度

【伊井】　死刑制度の存廃の議論をする時、必ず「死刑」による重大犯罪の抑止力があるか否か、社会防衛手段として「死刑」は適切かどうか、という議論がなされますし、「懇話会」でも両方の立場の意見のヒアリングが行われました。

皆さんは、それらのヒアリングや議論をお聞きになって、どのような感想や意見をお持ちになりましたか。

【金高】　この問題は、懇話会においても大きな論点になりました。ヒアリングでは、統計的に、死刑に抑止力があることも、ないことも証明されていないということだったと思います。私は、抑止力があると考えています。多くの日本人は、子供の頃から、人を殺すことは、自らの命をもって償うほど、人間として許されないことだと思って生きてきています。このことが、日本の殺人発生率の低さに少なからず影響していると思います。実際には、死刑が適用される事件は限られますが、殺人罪の法定刑に死刑がある意味は大きいと思うのです。

逆に、死刑がなかったら、抑止力がなくなるケースは、組織犯罪に見られます。私は1990年代にイタリアで勤務しました。その時に、24年間逃亡していたマフィアの首領が逮捕されましたが、彼はその間に、200人近くの殺人を命じたとして26回終身刑の判決を受けました。何人殺しても同じなので、いくらでもやるし、殺しを命じられた部下は、逆らえば殺されますが、殺せば死刑にはなりません。どちらを取るかは明白です。これがマフィアの怖さであり、「シチリアは法律ではなくマフィアが支配している。」と言われる所以でした。私が親しくしていた司法省の刑事局長も、高速道路を走行中に、この首領の命を受けたマフィアによって、ご婦人や警護官とともに爆殺されました。

日本でも、一時暴力団工藤会の組長に死刑判決が出ましたが、年間20件を超していた暴力団による市民への襲撃事件が激減しました。言いなりにならない事業者等を拳銃や手りゅう弾で襲撃し、毎年市民が殺されていたのですが、2021年の地裁での死刑判決後は、銃器を使用した市民襲撃はなく、死傷者も出ていません。最初の逮捕は16年前の殺人容疑でしたが、これを見た全国の組長達は、死刑には公訴時効がないので、命令したら自分も一生死刑の可能性から逃げられないと思ったと思います。

【笹倉】　理論的・科学的にみれば、死刑に抑止力があるとはいえないということが、ますます明確になったと思います。抑止力があることが証明されない以上、「あるともないともいえない」効果を期待して、人の生命を奪うことが許されるはずがありません。

弊学では、法学部に入学した１年生の前期に、「刑事法入門」という講義科目を設けています。この講義の２回目・３回目で、毎年、死刑について講義を行っています。受講生に死刑制度の存否とその理由に関するアンケートを取ったうえで、死刑に関する様々な論点をめぐる講義を行い、事後的に考え方が変わったかについて再度のアンケートを採ります。その際にも、やはり「抑止力」というのは、死刑制度を存置する理由として当初は多く挙げられます。しかし、これまでの研究結果についてお話しすると、学生は大きく考え方を変えるのです。

世論においても死刑の「抑止力」は、死刑を支持す

る大きな理由になっていると思います。しかし、懇話会で明らかになったような事実が人々に浸透すれば、話は全く変わってくるのではないでしょうか。

【岡野】　懇話会に参加する前には、死刑は、抑止力として、十分意味のある制度だと思っていました。しかし、そうではないことが、今回の議論を通じ、諸外国の例を見ても、理解できました。ただ、抑止力として機能しないとしても、死刑制度は、日本の社会認識では、抑止力よりも、「因果応報」、すなわち悪い行いをした人には悪い結果がもたらされるという観念の方が強いのではないかとも思いました。

法理論からは、死刑制度を認めることは難しいとの理解は進みましたが、多くの日本人の価値観からは、その廃止を社会として受け入れるためには何が必要か難しい、とも考えました。

【神津】　懇話会のなかで科学的な論述を聞かせていただいて、抑止力としての死刑という論拠は、本質的に持ち得ないと感じました。しかしわが国では、死刑制度がないと、凶悪犯罪というのはなくならないという一種の刷り込みが幅をきかせているように思われます。死刑制度がないと凶悪犯罪はなくならないという決めつけだけでは議論は一歩も前に進みません。北朝鮮、中国、一部の中東国家では、死刑制度がないと凶悪犯罪はなくならないと、専制君主が、あるいはその体制がそう決めつけているわけです。そういう国とは日本は違うでしょということが見えないままになっているわけです。

国際的な潮流や情勢から見た日本の死刑制度

【伊井】　「懇話会」では、クレーメンス・フォン・ゲッツェ駐日ドイツ大使や、ジュリア・ロングボトム駐日イギリス大使の講演も聞かれたと思いますが、死刑廃止を巡る国際的な潮流や、死刑制度が存在するが故の刑事制度における日本の不利益等の話をお聞きになって、皆さんは、特にどういった点が気になり、どのような感想をお持ちになりましたか、

【笹倉】　海外の研究者や法曹関係者と話していて、日本が死刑を存置していること、さらに執行方法が絞首刑であることを伝えると、ほとんどの人がびっくりします。日本のような発展した民主主義国家において、死刑が存置されていることが信じられないというのです。日本が死刑を存置しているということは、海外から見れば驚くべきことなのです。

世界の潮流は、明らかに死刑廃止の方向に向かっています。アムネスティ・インターナショナルによれば、2024年末の段階で、法律上・事実上の廃止国（事実上の廃止国は、10年以上死刑を執行していない国をいう）は145か国で、廃止国は54か国でした。さらに、死刑を執行した国は15か国で、過去最低の数字となりました。執行国には、中国、イラン、サウジアラビア、イラク、イエメンなど、人権状況が良くない国が並びます。他方、ヨーロッパ、オセアニア、南アメリカなどは死刑を全面的に廃止しています。

アメリカも日本と同じく民主主義国家の中で死刑を存置し、執行を続けている国です。しかし、アメリカでは、大多数の州が死刑を廃止しているか、執行を停止しています。死刑に関する議論が絶えず活発に行われています。このような状況において、日本はかなり国際的に特異な位置にいることは、自覚すべきです。

【岡野】　死刑制度の今後を考える上で、ロングボトム駐日イギリス大使のお話は印象的でした。ご講演の冒頭で、大使は、「英国政府はいかなる場合でも死刑には反対の立場です。反対の理由は、死刑が、１、人間の尊厳を奪い、２、犯罪抑止効果を示す決定的な証拠がなく、３、冤罪の場合は取り返しのつかない事態になるからです」と述べていらっしゃいます。そして、各国固有の文化は価値観を尊重しつつも、「英国政府が注視するのは、人権保護という普遍的な立場」とされ、「英国は、人権保護の観点から死刑存置国に対して、死刑の廃止や執行の一時停止へ向けた取組みを維持しています」と基本的立場を明確にされました。

先ほども話しましたが、日本では、「因果応報」や「仇討ち」を美徳とした社会通念があります。今後の日本においては、イギリスの経験が示されるように、死刑制度の現状について、十分な情報公開が行われ、国民的議論の展開が必要だと思いました。また、人権保護という基本的権利の教育も必要だと感じました。

【神津】　国際潮流において、とりわけEUを中心とした先進国との対比において日本は極めて異質の国となってしまっていることがよくわかりました。先ほども触れたように、北朝鮮、中国、あるいは一部の中東の国といった専制国家において死刑制度は当然のものとして組み込まれていて、社会のなかで、死刑制度はもうやめたほうが良い、やめるべきだなどという議論すら起きえない。問題なのは、日本も、そういう国々と同じかというふうに見られているということだと思うんですよ。外交上においても様々な問題を生じているわけで、ビジネスの世界でも、今後支障が大きくなっていくのではないでしょうか。そのような国益の観点も、ほとんどの国民は認識をしないまま年月が過ぎて行っていることに重大な危機感を覚えます。

【金髙】　ロングボトム大使は、「死刑制度を持つ日本は、北朝鮮、シリア、イランと同じグループだ。」、「人権重視のはずの日本が死刑制度を維持することをイギリス人は信じられない。」等と仰いました。国際社会からの見方は重く受け止めねばなりませんが、日本の殺人の発生率はイギリスの５分の１ですし、検挙率は100％に近い。刑法犯の無罪率は0.2％。イギリスは無罪率が20％前後です。人が殺されるという最大の人権侵害を防ぐという面では、日本の制度はより機能しているように思われます。また、日本には、専制国家や一部の廃止国に見られた死刑の恣意的、政治的運用や宗教上の価値観が刑事司法制度に影響を与えることもありません。

国際的な潮流は受け止めなければなりませんが、他国や国連は、日本の国民の安全に責任を持ってはくれません。最終的な判断は、死刑制度の持つ意義を不利益が上回るか否かで判断すべきだろうと思います。

今まで、実際の刑事手続で、死刑制度があるために日本が不利益に扱われたケースはほとんどありませ

ん。令和５年末現在、海外逃亡被疑者は784人（うち殺人被疑者は54人、強盗殺人被疑者は13人。）ですが、毎年、70人程度が海外で発見、拘束され、条約や強制退去による引渡し又は代理処罰を受けています。

死刑制度があるために被疑者の引渡しも代理処罰もできなかった例は、2011年に南アフリカで起きた１件のみです。これは、2003年に都内で起きた殺人事件の被疑者である日本人２名が南アで発見されましたが、死刑の可能性を理由に引渡しを受けられず、同国の国外犯にも当たらないので代理処罰もできなかったケースですが、その後、１名は現地で病死、１名は自ら帰国して日本で検挙、処罰を受けています。また、1992年に日本で日本人を殺したイラン人がスウェーデンで発見されたケースで、スウェーデンは、引き渡しを拒否しましたが、自国の国外犯として殺人罪で処罰を行っています。

一方で、死刑制度の廃止国からも、1998年にキプロスから、2021年にフィリピンから殺人被疑者の引渡しを受けています。しかしながら、死刑廃止国が、事実上の廃止国を含めて145に上り、今後も増えると考えると、将来的には、廃止国から引渡しを得られず、かつ、同国の国外犯にも当たらないというケースが起こり得ると思います。これが相次げば、海外に逃げた殺人犯人を検挙も処罰もできない事態となり、日本にとって、死刑制度の意義より不利益が上回ることになりますが、この場合、最悪の犯罪に対する威嚇力として制度は維持するが、事実上執行しないという「韓国型」が、まず追求されるべきではないでしょうか。

被害者・遺族の処罰感情と死刑制度の是非の関係

【伊井】　死刑制度の是非の問題は、理論的には『国家の刑罰制度として、「死刑」いう刑罰の存在が許されるべきか否か』という制度論の問題だと思いますが、他方で、『重大犯罪の被害者やそのご遺族の視点や気持ちをどう考えるべきか』という問題も、同時に考えなければならない問題だと思います。

「懇話会」でも、様々な立場の被害者やそのご遺族のお話をお聞きしましたが、被害者・遺族のお気持ちやお考えは、皆さん同じではありませんでしたし、あくまで加害者に苛烈な処罰感情を持たれる被害者遺族も居られました。

皆さんは、懇話会の席で被害者・遺族のお話をお聞きになって、死刑制度の存廃の議論をする時に、被害者・遺族の感情や、その支援・救済の問題について、どのように考えるべきだと思われますか。

【岡野】　犯罪被害者や遺族の方のお話は、理論を越えて、現実を理解する上での貴重な経験でした。ご協力を頂いた方々には、感謝に堪えません。

被害者やその遺族の方のお話を伺う機会を頂戴し、深く、かつ多様な思いに触れることができました。そこで、感じたことは、被害者や遺族の方々への多様な支援の仕組みを、様々な国の例を参考に、拡充していくことが重要だということでした。

【神津】　犯罪被害者・遺族の方々からの率直なお話は、ある意味、衝撃で、打ちのめされたといっても過言ではなく、この回だけは言葉を発することすら全くできませんでした。実は涙をこらえるのに必死でした。

話はさかのぼりますが、私が、1999年４月におきた光市母子殺害事件から受けた衝撃は大きく、被害者遺族の会見における死刑要求の叫びを今も忘れることはできません。彼とは事業所は異なり面識はないものの、当時同じ会社の社員であり、普段は母子を社宅に残して仕事にいそしみ休日は家族団らんの喜びにひたるという共通の境遇の経験者としての感情移入も相まって、当時、私は心から犯人の極刑を望んだものでした。

しかし、本懇話会において被害者遺族の方々の様々なお話を直接伺うなかで、その方々の思いは実に多様であり、そしてそれぞれに計り知れない深さのものであることを理解しました。その都度胸を大きく揺さぶられました。

そして、全ての方々に対して申し訳ないという気持が高まりました。精神面や、生活面をはじめとした様々な側面において、被害者遺族の方々に対するケアは全く不十分です。当事者の方々のご努力により少しずつ改善されてきたとはいえ、海外先進国の諸制度に比して、本質的に後れを取っていることは明らかであり、抜本的な対策を導入すべきです。

そして、あらためて死刑制度との関りを考えるならば、死刑制度の維持を、被害者の方々の感情のためとするのは、あまりにも一方的な決めつけと言わざるを得ませんし、ある意味での責任転嫁とさえ思わざるを得ません。

まるで仇討ちを国家が代行するかの錯覚を世に与えているのも、制度の本質議論がいかに置き去りにされているかを象徴するものと言えるのではないでしょうか。

【金髙】　ヒアリングに来て頂いたご遺族の方々の心情は様々でした。相応の時が経過すれば、特にそうだろうと思います。しかし、愛する子や夫や妻が底知れない恐怖の中で惨殺され、ごみのように捨てられて、悲しみ、苦しまないご遺族はいないでしょう。私は、それは、人間が一番遭遇してはならない不幸だと思います。その意味で、被害者遺族であるＩさんのお話が強く印象に残りました。

Ｉさんのお嬢様は、2007年、31歳の時に３人組の男に襲われて殺されたのですが、Ｉさんは、お嬢様が１歳９か月の時にご主人を亡くして以来、お一人で彼女を育てられ、娘の幸せが自分の幸せと思って生きてきたと仰いました。その大切な娘を、金目当てで、何の面識もない犯人達に、帰宅途中に突然車に引き込まれ、顔にガムテープを何重にも巻かれ、金槌で頭を30～40回も殴られて殺されました。Ｉさんが訴えた「遺族の唯一の望みである死刑判決まで取り上げるような日本にならないことを切に臨みます。」という言葉は、非常に重いものでした。

被害者遺族の悲しみや苦しみを「被害感情」、「処罰感情」として、犯人に対する感情だけ切り取って制度の根拠になり得るか議論するのは、聊か軽いと感じています。被害者、遺族を襲った地獄のような悲しみや絶望を事実として見据え、これをこの世からなくすために制度はどうあるべきかを論じるべきだと思います。

【笹倉】　研究者は、本や論文で情報を調べることはできますが、なかなか当事者の生の声を聴く機会がありません。死刑のような問題を議論するためには「現実に何

が起こっているのか」を知る必要があります。しかし、そのような機会は、残念ながらなかなかないのです。

犯罪被害者やご遺族のお話を聞いて、犯罪事件が、そして死刑制度が、実際にどのような影響を一人ひとりの方々にもたらしているのかということを、身をもって実感いたしました。改めて、「被害者」「遺族」とひとくくりにしてこの問題を語ることは許されないと強く感じました。

被害者やご遺族でも、その思いは様々ですし、ニーズも多様です。私たちは今まで、そのことを本当に心して考えてこられたのだろうかという思いになりました。「被害者やご遺族はこう考えているに違いない」と第三者が軽々に議論すべきではないとも感じました。死刑を望まない被害者もいるのであれば、まずは死刑を言い渡すという手段以外のニーズにこたえられているのかを、社会として考えるべきではないかと思います。

他方で、この問題において本来は見過ごしてはならない、死刑確定者やそのご家族の実際の声を聴くことができなかったことは残念でした。

「懇話会」結論における『基本的な認識』

【伊井】「懇話会」報告書は、その冒頭の『基本的な認識』の中で、誤判・冤罪の可能性を「取り返しのつかない人権侵害」として謳った上で、『刑種としての「死刑」そのものが根源的な問題を孕んでいるばかりでなく、現行の日本の死刑制度とその現在の運用の在り方は、放置することの許されない数多くの問題を伴っており、現状のままに存続させてはならない。』と指摘しています。

死刑判決の誤判・冤罪は論外としても、皆さんは、「放置することの許されない数多くの問題」として、何が特に問題だと思われますか。

【神津】私は、生まれながらの殺人鬼がこの世に存在しているとは思いません。人間誰しもが生まれ育った環境にその人格形成を大きく左右されます。そしてその環境がいかなるものに恵まれるのかあるいは不運に沈んでしまうのかは、めぐり合わせ以外の何物でもありません。

「人が人を殺す」という不幸な事態をなくしていこうとするならば、貧困・格差の問題を解決することなしにはそれは不可能であることをまず認識すべきと考えます。国家が、人々を路頭に迷わすようなことはしないという明確なメッセージ性をもつセーフティーネットを制度として構築すべきです。

多くの殺人犯は、貧困・格差をはじめとした家庭環境に、動機の因子が潜んでいるものと考えられます。国家がその背景にある問題に有効な手を打つこともできず、その矛盾を抱えた末の受刑者の命を奪うということが許されていいはずがありません。

【金高】現在の死刑確定者約100名の平均収容期間は15年超で、30年を超す人もいると聞きますが、その理由は本人にも示されないとのことです。また、執行日時が事前に知らされず、処遇も、特別の許可がないと面会は親族か再審関係の弁護士に限られるなど、運用の改善が必要な面があると思います。

しかし、死刑制度が抱える最大の問題は誤判の可能性であり、制度を維持する限り、その排除のための手段を最大限に尽くさねばなりません。裁判には常に誤判の可能性があることを理由に、制度としての死刑をなくしてしまうのではなく、冤罪の可能性が微塵でもある事件は無罪にすべきです。死刑判決は、事件性も犯人性も悪性も証拠上疑いの余地のない事件に限るべきであり、そのための客観証拠を収集する捜査能力を高めるべきではないかと思います。

【笹倉】懇話会の報告書のこの部分はとても重要だと考えています。懇話会のメンバーの中でも様々な考え方がありましたが、少なくとも現在の日本の死刑制度に数多くの問題があることに、全員一致で同意したということは、大きな意味があります。

死刑制度の問題点はたくさんありますが、個人的には、死刑が言い渡される可能性のある事件について、現在の手続のあり方で絶対に誤りがない判断ができるといえるのかについて、重大な懸念があります。アメリカでは、1970年代以降、連邦最高裁判所が個別事件において、死刑事件についてどのような手続が採用されれば、適正手続上問題ないといえるか、判断を積み重ねてきました。先述したとおり、「死刑は特殊な刑罰であるから、特別の手続保障が必要である」という考え方が背景にあります。このような考え方のもと、州ごとに、さらに死刑事件の手続を適正化するような動きも現れました。

その結果、アメリカでは、特に死刑事件の量刑手続で、ありとあらゆる減軽事情の調査と、減軽証拠の取調べを行うという実務が一般的です。また、事実認定審理と量刑審理を完全に分けたり、死刑事件の弁護体制を強化したり、陪審員の判断の全員一致制を必須としたり、必要的上訴を認めたりするなど、死刑事件においては、強化された手続保障があります。

もうひとつ、日本では死刑に関する社会的な議論ができない状況にあることも、問題であると考えています。その理由は、あまりに死刑に関する情報が公開されないことにあると思います。国の重要な制度について、市民が情報を得られず、十分な議論ができないことは、民主主義社会にとって致命的と言わざるを得ないでしょう。

【岡野】個人的には、死刑制度や運用・執行に関する不十分な情報公開があると思います。懇話会でお話を伺ったような様々な論点や視点といった内容が、社会で共有されることがなによりも重要かと思います。

加えて、拘置所における刑務官の方々の役割や姿も、開示される必要があると感じました。刑務官の方々へのメンタルケアなどの支援の拡充も重要なのではないでしょうか。

「懇話会」後の死刑制度に関する考え方の変化について

【伊井】懇話会でのヒアリングや議論を経て、皆さんの中で、「死刑制度の存廃」に関する考え方は、何か変化はあったでしょうか。今現在のお考えを、よろしければお教えください。

【金高】懇話会での議論を通じて様々な勉強をさせてもらいましたが、結論としては、死刑制度が必要であ

るという考えが変わる事はありませんでした。しかし、運用上の問題は新たに認識したものも多かったですし、制度を維持するためには、何もしないのではなく、制度・運用の改善や、国際社会の中で説明責任を果たすことが必要であると感じました。

また、今はまだ立法事実はありませんが、将来的には、死刑制度の存置により、国外逃亡殺人被疑者の処罰に支障が生じる可能性があることも再認識しました。この問題は、死刑存廃の本質論ではありませんが、存廃を決定づける問題になりかねないと思います。

【笹倉】 私はもともと、死刑は廃止するべきであるという考え方を持っていましたが、懇話会において網羅的に死刑をめぐる論点についての議論を行うことによって、ますますその考えは強固になったように思います。知れば知るほど、廃止の考え方に近づかざるを得ないのが、死刑という刑罰なのではないかと考えています。

【岡野】 死刑制度のない社会を作ること望ましいとは思いました。ただ、日本社会として、その結論を得るには、制度の情報公開を含めて、国民に開かれた議論を重ねることを通じて、社会の理解を深めていかなければ難しく、そのような社会を作る不断の努力が必要だと感じました。

【神津】 先ほども申し述べたように、私自身は、本懇話会に関わる以前は8割の「死刑もやむをえない」という意識しかなかったわけですが、この懇話会のなかでの様々なヒアリングとディスカッションを経るなかで、死刑制度は廃止すべきであるとの考え方を明確に持つに至っています。

しかし、いずれにしても、私たちが最も避けるべきことは、廃止派・存置派がおたがいにそっぽを向いたまま議論が進まないことであると考えます。

様々な場での議論が積み重ねられながら、政治のリーダーシップが発揮されることにより、看過されてはならない問題と様々な矛盾が解決に向かい、人々の幸せと世の中の進歩につながっていくことを切望します。

最後に

【伊井】 この座談会については、「弁政連ニュース」という冊子に掲載され、国会議員の皆さんに読んでいただくことになると思います。

皆さんから国会議員の方々にお伝えしたいことがあれば、最後に一言ずつお願いします。

【岡野】 イギリスでは、国会議員のリーダーシップで、国民的議論を重ねながら、社会の共通認識を構築していったと理解しています。まず、政治が国民的議論のプラットフォームを構築し、その場を通じて、死刑制度に関するあらゆる情報や考え方が開示されることが重要だと思います。

その中で、被害者やその遺族、加害者や加害者の家族、刑務官など死刑執行に関わる方々など、多くの関係者の人権を再確認するとともに、日本としての制度のあり方を、改めて、検討することが期待されます。

【神津】 国会議員の方々は、国民の意見を代弁するという立場であることは当然ですが、それは決してアンケート的な世論調査の動向にただ流されるということであってはならないと思います。ましてや最近の風潮としてのSNSにおける極論や、匿名ゆえの無責任なセンセーショナリズムとは明確に一線を画してもらいたい。わが国において長年遅れをとってきた人権の問題、死刑制度の問題について、先見性をもって議論をリードする気概を持ってもらいたいと思います。

そして、かつて国会でもかなり本質に迫った議論がされながら、結局、何もできなかったということがあるので、同じ轍は絶対に踏まないでほしいと思います。いろいろな課題に対して、きちんと結論を出して、できることをしっかり進めるという政治のリーダーシップを求めたいと思います。

【金高】 現状では、政府も国会も、死刑制度につき、世論調査で8割以上の賛成があることを根拠に、突っ込んだ議論をしていないように見られます。

しかし、国際社会では人権上の問題として批判が高まり、将来は、国外逃亡殺人被疑者の処罰に支障をきたす可能性もある問題ですので、制度の存廃を含めた本格的な検討をし、維持するにしても内外への説明責任を果たす必要があると思います。国民の人権や国の治安、刑事司法に大きな影響を与える議論であるため、国や国会が主導してこれを進めるべきですし、制度や運用についての情報を国民に十分提供して、国民の声を検討に反映させるべきだと思います。

【笹倉】 諸外国における死刑廃止への道筋は、ほとんどが政治家のリーダーシップによるものです。死刑制度を維持するかどうかの判断は、一国における人権・人道のあり方の試金石ともなるものだと思います。今後、日本がどのような国でありたいか、あるいはどのような国として他国から見られたいかを考えたときに、死刑制度を維持し続けることが果たして賢明なのかを、長期的なビジョンのもとで考えれば、廃止に傾かざるを得ないはずです。

先ほど申し上げました通り、死刑は「知れば知るほど」廃止方向に考えざるを得なくなる刑罰です。弊学でも、冒頭でお話しした死刑に関する講義のあと、学生たちは大きく廃止方向に意見を変えます。世論も、「知らないこと」によって死刑制度を支持しているのかもしれません。

まずは国会議員の先生方にも死刑制度やその運用実態など、懇話会で扱った様々な論点の現状について知って頂き、その上で、制度をどうするかを理性的に考えていただきたいと思っています。その意味では、懇話会が提言したように、「一刻も早く、国会及び内閣の下に死刑制度に関する根本的な検討を任務とする公的な会議体」を設置し、死刑をめぐる様々な問題について、情報に基づいて検討することが必須ではないでしょうか。

本日は、ありがとうございました。

「日本の死刑制度について考える懇話会」報告書（抜粋）

Ⅰ. 基本的な認識及び提言

1 基本的な認識

死刑は個人の生命を剥奪する究極の刑罰であり、他の刑罰（自由刑や財産刑）が個人の権利の一部を制限するのとは異なり、人権の基盤にある生命そのものの全否定を内容としている。しかも、人が行う裁判である以上、誤判・えん罪の可能性が常につきまとい、ひとたび誤った裁判に基づく執行が行われるに至れば、取り返しのつかない人権侵害となる。このように、刑種としての死刑そのものが根源的な問題を孕んでいるというばかりでなく、現行の日本の死刑制度とその現在の運用の在り方は、放置することの許されない数多くの問題を伴っており、現状のままに存続させてはならない。凶悪な犯罪の被害者及びその遺族の無念さと悲しみが限りなく深いものであり、また、世論調査において国民の多くが死刑制度の存置をやむを得ないと答えているとしても、それらのことは、死刑制度を何らの改革･改善も行わず、現在のような形のまま存続させることの理由となるものではない。

2 提言

上記のような基本的な認識に基づき、本懇話会は、その委員全員の一致した意見として、早急に、国会及び内閣の下に死刑制度に関する根本的な検討を任務とする公的な会議体を設置することを提言する。そして、その会議体においては、現行の死刑制度に関するあらゆる情報を集約しつつ、幅広い視野から制度の問題点の調査を行い、この制度の存廃や改革・改善に関する個別的な検討に基づき、法改正に直結する具体的な結論を提案すべきである。

なお、死刑判決の確定後、その執行に至る手続及び執行方法との関係でも、具体的な改善の要否を検討すべき種々の問題点が存在している。そこで、前記の会議体においては、具体的な結論を出すまでの間、死刑執行を停止する立法をすることの是非、あるいは執行当局者において死刑の執行を事実上差し控えることの是非についても、これを検討課題とすべきである。

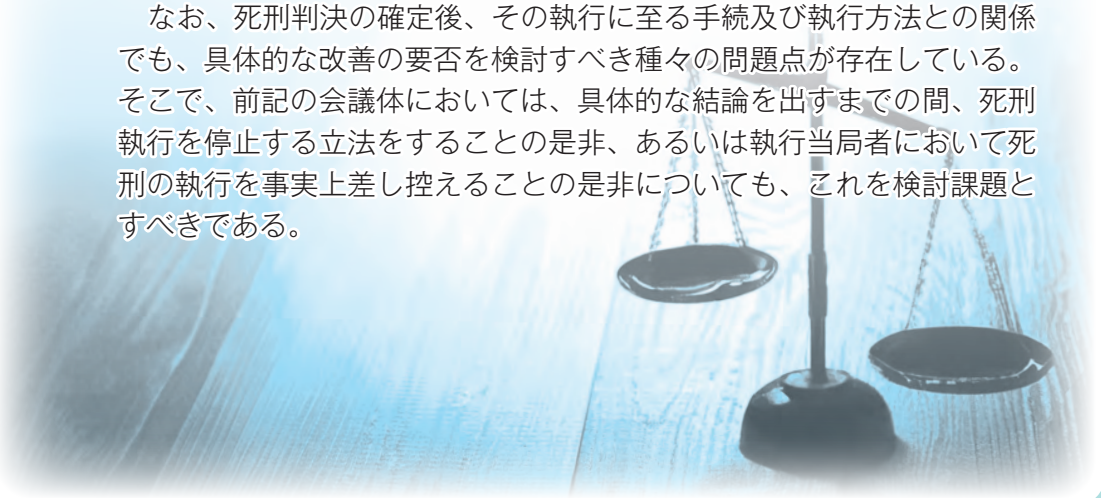

参議院議員選挙（2025年７月20日施行）

弁政連が推薦し当選された参議院議員の方々

氏名
所属
選挙区
抱負

石井　準一
自由民主党
千葉県
経済の循環を進め、誰もが豊かさを実感できる社会を目指します。

泉　房穂
無所属
兵庫県
一人ひとりが自分の幸福を追求できる社会を目指して、不惜身命！

打越さく良
立憲民主党
新潟県
個人の人権と選択が尊重される社会の実現に本年も尽力いたします。

北村　経夫
自由民主党
山口県
立法と司法の連携で国民の声を活かし公正で持続可能な社会を実現

上月　良祐
自由民主党
茨城県
日本経済の再生、強さと温かさのある国づくりに邁進します。

古賀友一郎
自由民主党
長崎県
「正直者が馬鹿を見ない」公正な社会を推進するため尽力します。

佐々木雅文
公明党
比例代表
13年間の弁護士経験をもとに、社会正義実現に力を尽くします。

清水　真人
自由民主党
群馬県
法務委理事経験を活かし、２期目も真摯に法務行政と向き合います。

下野　六太
公明党
福岡県
思いやりあふれる社会を作る為に全力で頑張って参ります。

榛葉賀津也
国民民主党
静岡県
「対決より解決」の原点を大切に、司法制度発展に尽力致します。

杉　久武
公明党
大阪府
物価高を乗り越える経済と社会保障の構築に全力で取り組みます。

高橋　光男
公明党
兵庫県
ご推薦に感謝し、皆様と共に一人ひとりに寄り添う政治を貫きます。

田島麻衣子
立憲民主党
愛知県
ご推薦に感謝し、人権・子ども・平和を守るを軸に努めます。

ながえ孝子
無所属
愛媛県
ご推薦に感謝し、「あなたに寄り添う」政治の実現に尽力します。

長浜　博行
立憲民主党
千葉県
立憲主義に基づく法治国家・日本の立法府に在籍する誇りと責任！

馬場　成志
自由民主党
熊本県
信頼のおける政治と地方が安心して暮らせる国づくりに取り組む。

平木　大作
公明党
比例代表
皆様とともに「誰一人取り残さない」社会の実現に取り組みます。

広田　一
無所属
徳島県・高知県
安心して暮らせる社会の実現のために真摯に取り組んでまいります。

古川　俊治
自由民主党
埼玉県
法曹出身議員として、より良い司法制度のために取り組んでまいります。

牧山ひろえ
立憲民主党
神奈川県
公正な社会を築く屋台骨となる法律の担い手との連携を深めます。

松山　政司
自由民主党
福岡県
参議院自民党議員会長として、経済再生など取り纏めて参ります。

水岡　俊一
立憲民主党
比例代表
引き続き教育、くらし、平和の課題解決に全力でとりくみます。

宮本　周司
自由民主党
石川県
日本の国力を取り戻すため、果敢に挑戦し続けてまいります。

森　まさこ
自由民主党
福島県
取調べの可視化を進展させ人権擁護と社会正義の実現に向けて頑張りたい。

山下　雄平
自由民主党
佐賀県
ご推薦に感謝し、弁政連の皆様と共に課題に取り組んで参ります。

脇　雅昭
自由民主党
神奈川県
法の担い手の皆様と共に課題解決に取り組んで参ります。

敬称略・五十音順

本部・支部人事（ ）内は前任者

2025年７月18日付
理　　事　緒方 賢史（北岡 秀晃）
9月１日付
理　　事　金城 智誉（上原 義信）

徳島支部　2025年５月26日付
事務局長　山本 啓司（大西　聡）

奈良支部　６月30日付
支 部 長　緒方 賢史（藤本 卓司）
事務局長　嶋岡 英司（兒玉 修一）

沖縄支部　９月１日付
支 部 長　金城 智誉（上原 義信）